

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和4年1月11日（令和4年（行個）諮問第5012号）

答申日：令和4年9月22日（令和4年度（行個）答申第5087号）

事件名：本人が特定刑事施設において特定日に行った苦情の申出に関する文書の不開示決定（適用除外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定刑事施設において特定年月日A及び特定年月日Bに私が行った監査官に対する苦情の申出に関する一切の文書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第4章の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月15日付け福管総発第71号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消す。

#### 2 審査請求の理由

原処分は、開示請求の対象は、刑又は保護処分執行に係る保有個人情報であるため法45条1項の規定に該当し開示請求等の適用から除外されているとするが、同条の解釈適用を誤っている。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和3年2月19日受付保有個人情報開示請求書により本件対象保有個人情報について開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象保有個人情報については、刑事施設への収容を前提として作成・保有された情報であり、刑又は保護処分執行に係る保有個人情報（処分又は執行を受けた者に限る。）であることから、法45条1項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとした不開示決定（原処分）に対するものであり、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、本件対象保有個人情報の法45条1項該当性について検討する。

#### 2 本件対象保有個人情報の法45条1項該当性について

（1）法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報（当該裁判又は刑の執行等を受けた者に係るものに限る。）については、法第4章が定める開示等の諸規定を適用しない旨を定めている。

この規定は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、個人の前科等が明らかになるなど、被逮捕者、被勾留者又は受刑者等の立場で刑事施設等に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあることから、開示請求等の諸規定の適用を除外することを趣旨としているものである。

(2) 本件対象保有個人情報における監査官に対する苦情の申出とは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）167条1項の規定に基づき、被収容者（刑事施設に収容されている者をいう。）がこれを行うことができることとされているものである。したがって、本件対象保有個人情報は、特定の個人が刑事施設に収容されていることを前提として作成されるものであり、これを開示することによって、特定の個人が特定の立場で刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかになるものであることからすると、上記(1)の法45条1項の規定及びその趣旨に基づき、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報に該当するものとして開示請求等の諸規定の適用を除外されるべきものであり、その他、本件対象保有個人情報を開示請求の対象とすべき特段の事情も認められない。

3 以上のとおり、処分庁が、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定により、開示請求等の規定が適用されないものであるとして原処分を行ったことは、妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月5日 審議
- ④ 同年9月16日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、特定刑事施設において、特定の年月日に審査請求人が行った監査官に対する苦情の申出に関する一切の文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、刑又は保護処分執行に係る保有個人情報であることから、法45条1項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとして、これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているところ、諮問庁

は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法第4章の規定の適用の可否について検討する。

## 2 適用除外について

### (1) 適用除外の趣旨

法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に收容されている者又は收容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者の不利益となるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

### (2) 本件対象保有個人情報に対する法第4章の規定の適用の可否について

本件対象保有個人情報は、刑事收容施設法167条1項の規定に基づき、自己が受けた処遇について監査官に対して行った苦情の申出に関する文書に記録された保有個人情報であることから、特定の個人が刑事施設に收容されている、又は收容されていたことを前提として作成されるものであり、これを開示すると、特定の個人が刑事施設に收容されている、又は收容されていたことが明らかとなり、受刑者等の社会復帰上又は更生保護上問題になると認められる。

そうすると、本件対象保有個人情報は、法45条1項により法第4章の規定の適用除外とされる刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報であると認められる。

## 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法45条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法第4章の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

### (第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美